

外部団体登録制度 規程規約

第1条 目的

スノークルーズオーンズ(以下「当スキー場」)のゲレンデルールを守り、安全に施設を使用する事を目的とします。

第2条 登録

所定の登録手続きを行い、承認された方を登録といたします。

第3条 登録対象となる活動

個人団体を問わず施設内でスクール活動、コーチング活動、ガイド活動、イベント開催を行う場合には登録の対象となります。

※家族や友人同士など私的範囲内での行為は対象外となります。

第4条 行動規範

外部団体登録者はいかなる場合でもオーンズルール、オーンズ施設利用規約を遵守しなければなりません。

第5条 傷害賠償保険

登録時には損害賠償保険への加入が必要となり、未加入の場合登録は認められません。

第6条 施設使用中の事故、トラブルについて

活動中の事故、トラブルにおいては、各自にて責任を持って対応してください。

当スキー場では一切の責任は負いかねます。

第7条 登録の抹消について

以下の項目に該当する場合には登録の抹消、及び施設を利用した活動を制限する場合があります。

1. オーンズルール違反や軽視行動。
2. オーンズ施設利用規約違反や軽視行動。
3. スタッフの指示に従わない場合。
4. 不正が発覚した場合。
5. 施設内での営業活動を発見、もしくは営業活動と認められた場合。
営業活動とは金銭の授受に関係なく行う集客行為、宣伝行為を言う。
6. 上記項目の他 一般ユーザー、当スキー場に不利益が働いた場合。